



JASDAQ

平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・テイスト
代 表 者 名 代表取締役社長 稲吉 史泰
(J A S D A Q ・ コード番号 2694)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 岩崎 友也
(TEL. 022 - 762 - 8540)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

平成 25 年 4 月 23 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にてお知らせいたしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正、平成 22 年 3 月期第 1 四半期報告書を組込書類とする有価証券届出書に基づき平成 21 年 8 月に新株予約権付社債を発行したこと、及び平成 22 年 3 月期有価証券報告書を組込書類とする有価証券届出書に基づき平成 22 年 10 月に新株予約権及び新株予約権付社債を発行したことに、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により、審判官から提出された課徴金の納付を命ずる旨の決定案に基づき、平成 25 年 5 月 23 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 1 億 145 万円及び納付期限を平成 25 年 7 月 24 日とする旨の決定がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度の事態を真摯に受け止め、今後の再発防止並びに信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、改めてお詫び申し上げます。

なお、課徴金の額 1 億 145 万円につきましては、平成 25 年 3 月期において既に計上しておりますので、本納付命令に伴う今後の業績に与える影響はございません。

<ご参考>

金融庁ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130527-2.html>

以 上